

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百五十三条第二項中「四人」を「五人」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、海上保安庁総務部に置かれる課長に準ずる職の定数の上限を引き上げる必要があるからである。